

熊本県営住宅及び熊本県営改良住宅駐車場管理要領

(趣旨)

第1条 熊本県営住宅条例(昭和35年熊本県条例第11号。以下「条例」という。)
第2章第4節に規定された共同施設(駐車場)の管理及び第3章において準用される県営改良住宅の管理については、条例及び熊本県営住宅管理規則(平成9年熊本県規則第57条。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1章 使用許可手続等

(駐車場の使用許可申請)

第2条 入居者又は同居者(県営住宅の明渡し請求の対象者を除く。以下「入居者等」という。)が条例第32条に定める駐車場の使用許可の申請をしようとするときは、規則第21条で定めるもののほか、次の書類を添えて条例第44条により指定された指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

(1) 条例第33条(2)イにより駐車場が必要なときは、そのことが確認できる介護手帳の写しや診断書等の書類

(2) 第3条(3)のときは、その旨を証する申立書(別記様式第1号)

(3) その他知事又は指定管理者が必要と認めるもの

2 規則第21条第2項に係る新たに自動車を取得するときの取得を証明する書類を添付しようとする者は、使用申請の日後1月以内に自動車の所有者又は使用者となるものでなければならない。

3 駐車場の使用許可申請は、使用開始希望日の30日前までに行わなければならない。

4 指定管理者は提出された使用許可申請の内容が適正か確認のうえ、知事に進達しなければならない。なお、使用者資格等申請の内容に疑義があるときは、指定管理者は使用許可申請者に対し使用者資格を説明し必要な書類の提出等を求めるものとする。

5 指定管理者は、条例第33条の使用者資格のない者による使用許可申請は受理しないものとする。

(自動車の要件)

第3条 駐車場を使用することができる自動車の要件は、次のとおりとする。

(1) 条例第33条に規定する者が使用する車(社用車、営業車を含む)

(2) 入居者等の介護・看護等を行う入居者等の親族または社会福祉法人等が使用する車

(3) 使用許可申請者の勤務先である会社等が所有する自動車で、使用許可申請者が日常的に使用管理している車

(4) 自動車の長さが500センチメートル未満、幅が200センチメートル未満

であり違法改造等が施されていない車

(使用者の決定方法)

第4条 条例第35条に係る申請者数が駐車場数を超えるときの別に定める公正な選考方法は、公開による抽選その他合理的な方法によるものとし、それにより駐車場の使用区画を選定する順位を付し、使用区画の決定を行うものとする。

また、同条ただし書きにある「知事が優先的に駐車場を使用させることが適当であると認めるとき」とは、駐車場の使用許可申請に係る入居者等が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第22条に規定する障害者、その他特別な事由がある者で駐車場を使用する必要があると認められるときとする。

(使用を認める区画数)

第5条 使用を認める駐車場の区画数は、原則1住戸につき1区画とする。

2 空き区画が生じている県営住宅については、第15条により駐車場の管理の一部を委託された者により自動車の配置調整が十分になされ、かつ日常的な管理が可能な場合に、知事又は指定管理者の指示がある場合は遅滞なく明け渡すことを条件として、外来駐車場の設置及び2台目以降の自動車のための駐車場使用を認めることができる。

(使用期間)

第6条 駐車場を使用することができる期間（以下「使用期間」という。）は、許可を受けた使用開始日から駐車場の使用者が駐車場明渡届を提出したときの明渡日までとする。

2 駐車場の使用者が条例第41条の駐車場明渡請求（別記様式第2号）を受けたときの使用期間は、その指定する明渡日までとする。

(使用決定事項の変更)

第7条 駐車場の使用者は、駐車する自動車に変更があるときは、遅滞なく規則第22条に基づき駐車場使用変更届（別記第27号様式）及び自動車検査証の写しを指定管理者に提出しなければならない。ただし、事故、車検、修理等により駐車する自動車を代車等に一時的に変更して使用するときは、一時変更届（別記様式第3号）を指定管理者に提出するものとする。

2 駐車場の使用者は、駐車する駐車区画に変更があったときは指定管理者に駐車場使用変更届（別記第27号様式）を提出しなければならない。

この場合、駐車する自動車が従来と同一のときは自動車検査証の提出を省略できる。

(駐車場の明渡し手続)

第8条 指定管理者は、駐車場を明け渡そうとする駐車場の使用者から条例第40条に基づく明渡届及び規則第24条に基づく保証金払戻請求書の提出がなされたとき

は、その内容が適正か確認のうえ、知事に進達しなければならない。

第2章 使用料等の徴収

(駐車場の保証金の納入)

第9条 駐車場の使用者は、条例第37条の規定に基づく駐車場の保証金（以下「保証金」という。）を許可された駐車場の使用開始日までに納入しなければならない。

(駐車場の使用料)

第10条 条例第36条に規定された駐車場の使用料は、毎月徴収するものとする。

2 許可された駐車場の使用開始日が月の途中であっても、使用料は1月分徴収するものとする。

3 第4条第2項に規定する空き区画を外来用駐車場の区画として使用するとき、使用者から土地使用の対価としての使用料は徴収しないものとする。

第3章 保管義務等

(遵守事項)

第11条 駐車場の使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用許可を受けた自動車を許可された駐車区画以外の場所に駐停車しない、また、駐車の際は許可区画外の障害とならないようにすること。

(2) 許可された駐車区画を常に清潔に保つこと。

(3) その他駐車場の秩序を保持すること。

(4) 駐車場を含む県営住宅の敷地内の良好な住環境を維持するため、自治会のルール及び指導に従うこと。

(5) 県営住宅の敷地内では徐行及び安全運転を行い、人身、物損事故を未然に防ぐよう努めること。

(禁止行為)

第12条 駐車場の使用者は、条例第39条の規定のほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 白線、舗装等を模様替えし、又は工作物を設置すること。

(2) 他の自動車の駐車を妨げる行為、又は管理上支障となる行為を行うこと。

(3) その他前号に準ずる行為を行うこと。

2 知事は、前項の行為を行った駐車場の使用者に対して、条例第41条第1項第7号に基づき駐車場の明渡し請求を行うものとする。

(適正な使用手続の周知)

第13条 指定管理者は、入居者間に不公平が生じることがないように、入居者等が県営住宅の駐車場を使用するときは条例等に基づき適正な使用許可手続が必要であること及び不法駐車の禁止について入居者等に周知を図るものとする。

2 指定管理者は、空き区画を外来用駐車場の区画として使用するときの使用手続について入居者等に周知し、入居者等はその手続を順守しなければならない。

(不法駐車対策)

第14条 指定管理者は、県営住宅の敷地内の駐車してはならない場所に不法駐車がないか巡回を行うものとする。

2 指定管理者は、県営住宅の敷地内の巡回及び入居者等から得られる不法駐車の情報に基づき、不法駐車取締りを行うものとする。

3 指定管理者は、県営住宅の敷地内に不法駐車を発見したときは、当該自動車への駐車禁止ステッカー貼付及び自動車の所有者又は使用者に対する文書等による指導を行うものとする。

4 前号の場合において、自動車の所有者又は使用者が不明のときは、指定管理者は、知事に自動車の写真を添えて登録番号を報告するものとする。

5 駐車場の使用者が条例第41条第1項に基づき駐車場使用許可を取り消されたときは、指定管理者はその使用区画封鎖のため障害物を設置するなどの措置を講じるものとする。

(損害賠償責任)

第15条 知事及び指定管理者は、駐車場における天災、火災、盗難、暴力行為、いたずらその他の事故により生じた自動車の損害及び人身事故等については、一切その責めを負わないものとする。

第4章 管理の委託等

(管理の再委託)

第16条 指定管理者は、駐車場及びその附帯施設の適正な管理を行うため、次の各号に掲げる業務の全部又は一部を駐車場を有する団地の自治会等(以下「駐車場管理受託者」という。)に委託することができる。

(1) 駐車場に関する問い合わせへの対応及び許可申請・明渡・変更手続等の申請様式の保管及び配付、回収に関すること。

(2) 駐車場の秩序維持(使用状況等の巡回、点検、報告)に関すること。

(3) 駐車場及びその附帯施設の維持管理に関すること。

(4) 駐車場の駐車配置の決定、変更、調整に関すること。

(5) 不法、迷惑駐車監視業務及び不正使用者への指導に関すること。

(6) 駐車場の使用者への適正使用の指導に関すること。

(7) 空き区画の管理運用(外来用駐車場の区画としての利用運用含む)に関すること。

(8) 自動車保管場所の証明に関すること。

(9) その他駐車場施設の管理に関し必要なこと。

2 知事は、条例第45条の業務を指定管理者に行わせるときは、駐車場使用者一覧等委託する業務遂行のための必要最小限の個人情報等を指定管理者に提供する。指定

管理者及び駐車場管理受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することの無いよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(県営改良住宅の駐車場管理)

第17条 県営改良住宅の駐車場の管理については、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において条例第32条から第42条までの記載は、第46条の準用規定を適用するものとする。

第5章 その他

(その他)

第18条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年 3月 1日から施行する。

なお、平成10年1月5日施行の「県営住宅及び県営改良住宅駐車場に関する取扱要領」は廃止する。